



許可番号 03725001663

産業廃棄物処分業許可証

住 所 香川県丸亀市飯山町東坂元3150番地9
氏 名 丸福工業株式会社
代表取締役 板東仁成
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第6項~~ の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

香川県知事 池田豊人



許可の年月日 令和5年10月17日

許可の有効年月日 令和10年2月3日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(焼却処分、破碎処分に限る。)業

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

焼却処分: ①汚泥②廃油③廃酸④廃アルカリ⑤廃プラスチック類⑥紙くず⑦木くず⑧繊維くず⑨動植物性残さ⑩動物系固形不要物⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑭ばいじん⑮産業廃棄物を処分するために処理したもの(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおりとし、⑮にあっては廃肉骨粉に限る。)以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

破碎処分: ①廃プラスチック類②木くず③繊維くず④金属くず(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおりとし、③にあっては廃畳に限り、①及び④にあっては廃畳に付随するものに限る。)以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

以 下 余 白

複写無効

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類及び数量：産業廃棄物の焼却施設 1基

設置場所：香川県坂出市府中町字額谷3307番3、3307番15 以上

処理能力：混焼 30 t/日 (24時間)

専焼 汚泥 1.2 t/日 (24時間)

廃油 0.648 t/日 (24時間)

廃プラスチック類 14.64 t/日 (24時間)

許可年月日：平成25年3月15日

許可番号：15-5-014

(2) 種類及び数量：木くず又はがれき類の破碎施設 1基

設置場所：香川県丸亀市飯山町東坂元字城山3150番9 以上

処理能力：80 t/日 (8時間)

設置年月日：平成5年1月10日

3. 許可の条件

(1) 上記の中間処理施設又はそれらの設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を得ること。

(2) 焼却施設から排出される排出ガス中のばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)について、定期的に測定を行い、その結果を香川県知事に報告すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年2月4日(当初許可)

平成20年2月26日(更新許可)

平成21年4月13日(変更許可)

平成25年2月25日(更新許可)

平成26年5月23日(変更許可)

平成30年2月15日(更新許可)

令和5年2月15日(更新許可)

令和5年10月17日(変更許可)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・~~無~~

以 下 余 白